

# 政府税制調査会 海外調査報告

[欧州：イギリス・フランス・ドイツ]

令和元年9月4日(水)

岡村忠生 赤井伸郎

# 1. 私的年金税制等について

# 各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）

	日本		イギリス		フランス		ドイツ	
	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス
DB型企業年金 (原則事業主 拠出) [EET]	上限額なし	× (原則対象外)	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center;">                     非課税拠出に共通の枠 あり  <b>&lt;共通型&gt;</b>                       ※未使用の非課税枠は 3年間繰越可能                 </div>		上限額なし	× (原則対象外)	原則 上限額あり	× (原則対象外)
DC型企業年金 (原則事業主・ 本人拠出) [EET]	上限額あり	× (原則対象外)				× (原則対象外)	上限額あり	× (原則対象外)
DC型個人年金等 (原則本人 拠出) [EET]	<iDeCo> 上限額あり  企業年金の加入状況等によっ てiDeCoの限度額が異なる					個人年金貯蓄制度 (PERP) の 拠出枠を通じて企業年金等と 拠出枠を調整 <b>&lt;調整型&gt;</b>  ※未使用の非課税枠は 3年間繰越可能		<リースター年金> 上限額あり  × (原則対象外)

給付	一部課税 (公的年金等控除)	課税 (給付額の25%までは非課税)	課税 (概算控除あり)	課税
----	-------------------	-----------------------	----------------	----

投資・貯蓄 推進 [TEE]	<NISA> 投資等上限額あり	<ISA>* 投資等上限額あり
----------------------	--------------------	--------------------

※ E はExempt（非課税）、T はTaxed（課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。ただし、E、Tの具体的意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。以降同じ。

\* 中途引出し制限等付きのライフタイムISAあり。



## イギリスの私的年金の枠組み

### 概観

私的年金には、従業員が加入するDB型企业年金及びDC型企业年金、並びに個人年金が存在。

- ・ 2012年から企業年金への自動加入（※）を企業に義務付けており加入者数が増加している（事業主・政府のマッチング拠出付）。
- ・ 働き方に中立な制度に向けた対応策としては、企業年金に導入した自動加入制度の成功を基に、自営業者からも自動的に拠出金を徴収する制度等の検討を行うほか、自分がどのような年金に加入しているか把握・管理できるプラットフォームを開発中。私的年金等について一元化した相談窓口も存在。
- ・ このほか、低所得者・若年層向けに引出し制限付きのTEE型（ライフタイムISA）の制度あり。
- ・ 平均勤続年数が短いなどの雇用環境を背景に、高額な退職一時金は存在しない。

※ 貯蓄が低いイギリス国民のために行動科学的見地等から導入された制度。事業主が提供する企業年金に、被用者（一定の要件あり）が自動的に加入できるよう企業が制度を整える義務がある（但し被用者の加入は任意であり、脱退可）。デフォルト商品の設定やオプト・アウト（任意脱退）など様々な仕組みが織り込まれている。

### 拠出の枠組み

働き方にかかわらず等しく適用される非課税限度額があり（「共通型」）、勤務先や所得水準によらず公平な制度となっている。

- ・ 事業主拠出分含めて年間所得総額又は40,000ポンド（584万円）のいずれか低い額。但し、財政規律にも配慮して、年間所得が一定以上の者は所得に応じて拠出限度額が逡減。未使用枠は3年間繰越可。
- ・ 生涯累計限度額（1,055,000ポンド（1億5,403万円））あり。

### 給付時の考え方

給付時は原則総合課税。累進課税の緩和のために一定限度まで非課税で一時金として引出しが可能。

- ・ 病気等でまとまった金額を引き出す必要性を考慮して、年金資産の25%までは非課税で一時金として引出しが可能。中途引出しは原則不可。引き出した場合、引出し額の55%のペナルティ課税あり。

※上記は当局ヒアリング等に基づき、あくまで原則的な取扱いを記載したもの。

（備考）邦貨換算レート：1ポンド＝146円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



# イギリスにおける企業年金・個人年金の概要（未定稿）

（2019年1月現在）

		DB型企业年金	DC型企业年金	個人年金
加入対象者		被用者 ※年間給与所得10,000ポンド（146万円）以上の者は自動加入		全ての個人
拠出方式		事業主	事業主、被用者	個人
受給開始年齢		55歳以上75歳未満		
税務上の 原則的取扱い	拠出時	非課税		
	運用時	非課税		
	給付時	課税		
拠出時の 課税	事業主拠出	事業主拠出・被用者（個人）拠出を全て合わせて被用者の所得控除上限額を管理。 <年間限度額> 以下のいずれかの低い額 年間所得総額又は年40,000ポンド（584万円）（事業主、被用者の拠出額両方を含む） ※高所得者（年間所得150,000ポンド（2,190万円）以上の者）については年間拠出限度額が 2ポンド所得が増えるごとに1ポンドずつ逡減していき、最終的には、10,000ポンド （146万円）まで逡減 <生涯累計限度額> 給付され得る額（拠出・運用してきた年金等）を合算し、給付され得る額の うち1,055,000ポンド（1億5,403万円）まで		
	被用者拠出			
未使用枠の繰越し		3年間繰越可		
給付時の課税		課税 ※年金資産の25%までは非課税で一時金として引出しが可能		
中途引出し		不可 55歳未満で引き出した場合、引出し額に55%の税率で課税		
一時給付金の可否		可		

※上記は当局ヒアリング等に基づき、代表的な年金について、あくまで原則的な取扱いを記載したものの。

（備考）邦貨換算レート：1ポンド=146円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

## 概観

私的年金には、従業員が加入できるDC型企业年金、事業主のマッチング拠出付の集団企業貯蓄制度（PERCO）、自営業者が加入できるマデラン年金、全ての個人が加入できる個人年金貯蓄制度（PERP）が存在。

- ・ 複雑な年金制度の改正や、私的年金加入をさらに促すために、改革が進行中。
  - ✓ 企業年金と個人年金のポータビリティを整備する法改正、
  - ✓ 一時金引出しが許容されており、引き出す時に一定の税制優遇措置がある貯蓄商品（Assurance Vie）が人気のため、これに比して利用の少ない私的年金の役割を拡大するための改革等を実施。
- ・ 雇用環境の違いを背景に、高額な退職一時金は（一部の役員等を除き）ほとんど存在しない。

## 拠出の枠組み

働き方によって非課税拠出の上限に大きな差が生じないように、個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠から各年金等の拠出分を控除する調整が行われる（「調整型」）。

- ・ DB型企业年金は一部の経営者が対象であり通常の被用者は開設していない。事業主拠出は、拠出時点で全額損金算入可能であり、限度額はない。
- ・ 集団企業貯蓄制度（PERCO）の事業主拠出分、DC型企业年金の事業主・被用者拠出分、マデラン年金への拠出分は個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠を通じた調整対象となる。
- ・ 個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠の未使用枠は、3年間繰越可。

## 給付時の考え方

給付時は原則課税だが、事務的経費を考慮する趣旨で、概算控除あり。

- ・ 公的年金給付額と私的年金給付額を合算し、合計給付額の10%の概算控除後、総合課税（世帯当たり控除限度額は3,812ユーロ（49万円））。
- ・ 一時金としての引出しについては、集団企業貯蓄年金（PERCO）と個人年金貯蓄制度（PERP）においては認められているが、DC型企业年金とマデラン年金においては認められていない。

※上記は当局ヒアリング等に基づき、あくまで原則的な取扱いを記載したものの。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ＝129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



# フランスにおける企業年金・個人年金の概要（未定稿）

（2019年1月現在）

		集団企業貯蓄制度 (PERCO)	DC型企業年金 (83条型)	個人年金貯蓄制度 (PERP)	マデラン年金
加入対象者		被用者		全ての個人	自営業者
拠出方式		事業主、被用者		個人	個人
受給開始年齢		退職年齢から			
税務上の 原則的 取扱い	拠出時	一部課税		非課税	
	運用時	非課税		非課税	
	給付時	一部課税		課税	
拠出時の 課税	事業主拠出	損金算入可 (被用者拠出金額の3倍を超えない額まで拠出可能(6,484ユーロ(84万円)の上限あり))★	所得控除 (当年所得の8%まで非課税で拠出可能(ただし当年度の社会保障限度額の8倍の8%(25,935ユーロ(335万円)の上限あり))★	所得控除 (前年所得の10%まで非課税で拠出可能(前年度の社会保障限度額の8倍の10%(31,786ユーロ(410万円)の上限あり)) ※前年の課税所得額が社会保障限度額の10%に満たない場合は、前年の社会保障限度額の10%(3,973ユーロ(51万円)まで拠出可能。 ※拠出した★の合算額を控除	
	被用者拠出	所得控除の対象とはならず課税 ※年収の25%を超えない額まで拠出可			所得控除 (所得額に応じて控除限度額が異なる)★
未使用枠の繰越し		個人年金貯蓄制度(PERP)の未使用枠について3年間繰越可			
給付時の課税		終身年金として引き出す場合受給開始年齢によって課税対象額を減額	課税(10%の概算控除あり) 各世帯構成員一人あたり最低控除額は389ユーロ(5万円)、世帯当たり控除限度額は3,812ユーロ(49万円)		
中途引出し		不可			
一時給付金の可否		可 ※一時金として引き出した場合運用益のみ非課税	不可	20%までは可 ※総合課税	不可

※上記は当局ヒアリング等に基づき、代表的な年金について、あくまで原則的な取扱いを記載したものです。

※社会保障限度額とは、各種社会保障負担額(年金、医療等)を計算する際に考慮される基準額をいう。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=129円(裁定外国為替相場: 平成31年(2019年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。



## ドイツの私的年金の枠組み

### 概観

企業年金は5種類あり、企業内部で管理する内部積立型（引当金・共済基金）と外部積立型（直接保険・年金基金・年金金庫）に分かれる。個人年金は2種類あり、リースター年金とリユーリップ年金に分かれる。

- ・ マイスター制度（職業能力認定制度）などがあり、以前は職業を変更するということあまり見られなかったが、働き方が多様化する中で、私的年金のあり方について検討している。
- ・ 被用者と自営業者との間で、年金制度について公平な税制の適用を受けられるよう、公的年金の強制加入対象となっていない自営業者等を対象に個人年金（リユーリップ年金）を設けている。
- ・ 年金とは別に解雇金を受け取った場合、低中所得者を念頭に課税の累進性を緩める特別措置がある。

### 拠出の枠組み

各年金にはそれぞれ拠出時の非課税限度額があるが、私的年金同士の間で拠出額の調整は行われない。

- ・ リースター年金は少額の所得控除もしくは補助金の有利な方が認められている。ただし、拠出時の所得控除もしくは補助金が適用されるのは被用者等、公的年金対象者のみ。
- ・ 自営業者向けのリユーリップ年金は、拠出額の88%が非課税。毎年非課税枠を2%ずつ引き上げており、2025年には100%が非課税対象となる。リユーリップ年金は公的年金と同様の非課税拠出限度額となっている。

### 給付時の考え方

給付時は原則総合課税だが、少額の控除あり。

- ・ 企業年金とリースター年金は原則課税（102ユーロ（1万円）の控除あり）。リユーリップ年金は給付の78%が課税。2040年までに段階的に100%課税。
- ・ 企業年金及びリースター年金は、一時金としての引出しも可能だが、原則通常の課税。リユーリップ年金は一時金引出し不可。

※上記は当局ヒアリング等に基づき、あくまで原則的な取扱いを記載したものです。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ＝129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。





# ドイツにおける企業年金・個人年金の概要（未定稿）

（2019年1月現在）

		引当金・共済基金	直接保険・年金基金・年金金庫	リースター年金	リユーリップ年金
加入対象者		被用者		全ての個人	全ての個人
拠出方式		事業主	事業主、被用者	個人	個人
受給開始年齢		62歳			
税務上の原則的取扱い	拠出時	非課税			
	運用時	非課税			
	給付時	課税			
拠出時の課税	事業主拠出	損金算入可（上限なし）	所得控除（拠出対象上限額の8%の限度あり（2019年は6,432ユーロ（83万円）））	所得控除（上限2,100ユーロ（27万円））もしくは補助金（175ユーロ（2万円））＋子一人当たり300ユーロ（4万円）） ※所得控除・補助金は公的年金強制加入対象者のみ	所得控除（拠出額の88%までとの上限あり） ※公的年金と同じ上限（21,388ユーロ（276万円））
	被用者拠出				
未使用枠の繰越し		繰越不可			
給付時の課税		給付額の82%から396ユーロ（5万円）を控除した額に対して課税	課税		給付額の78%に対して課税
		全ての課税対象給付額を合算したのちに、102ユーロ（1万円）の控除あり			
中途引出し		不可			
一時給付金の可否		可 ※給与所得とは別の計算式で計算	可 ※総合課税	30%までは可 ※総合課税。自宅修繕等用途が限定	不可

※上記は当局ヒアリング等に基づき、代表的な年金について、あくまで原則的な取扱いを記載したものの。

※拠出対象上限額とは、標準月額報酬の上限額をいう。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ＝129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

## 2. 資産課税について（仏・独）

# 資産課税について

## ■ フランス

- ・ 遺産取得課税方式を採用
- ・ 一定の累積期間内の贈与額と相続財産の額に対して、同一の税率表に基づき、相続税・贈与税を一体的に課税  
(贈与と相続は累積期間内で一体化)
- ・ 一定の累積期間内では原則的に税負担は資産移転の時期によらず、中立的
- ・ 生前贈与については贈与時点の価格で評価

### 【累積期間】

- ・ 15年
- ・ 但し、過去に以下のとおり累積期間等の変遷あり

### 【改正の沿革】

- 1901年 累進相続税・定率贈与税が導入(※)
- 1942年 相続額と生涯贈与額に一体的に累進課税
- 1992年 相続額と10年以内贈与額に一体的に累進課税
- 2006年 累積期間を10年から6年に短縮
- 2011年 累積期間を6年から10年に延長
- 2012年 累積期間を10年から15年に延長

※「当時の観察者によれば、裕福な納税者は1901年に導入された累進相続税を逃れるために、生前贈与を頻繁に用いたという。」  
(ピケティ『格差と再配分 20世紀フランスの資本』p. 594)

## ドイツ

### 【累積期間】

- ・ 10年
- ・ 相続税がドイツ全体で統一された1906年から、累積期間に変更はない
- ・ 累積期間の制度変更についてこれまで目立った議論がされなかったことはない

## 日本

- ・ 法定相続分課税方式を採用
- ・ 暦年課税である贈与税については、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定
- ・ 相続時には、相続前3年間の生前贈与額を相続財産に加算




### ※相続時精算課税制度(2003年～)

- ・ 相続・贈与税の一体化措置
- ・ 生涯の税負担が当該制度の枠内では資産移転の時期によらず中立的(但し、当該制度は選択制)

# 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

独・仏	<p><b>遺産取得課税方式</b></p>	<p>死亡前の一定期間(独10、仏15年)の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税</p> <p>○ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">    </span> に相続税を一体的に課税</p> <p>それ以前の贈与 ※      一定期間内の贈与 ※      相続</p> <p>※ 死亡前に贈与があった年は、「その年までの10(15)年間の累積贈与額に対する課税額」から「前年までの9(14)年間の累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の累積期間内では税負担は資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的</li> </ul>
日本	<p><b>法定相続分課税方式</b></p>	<p>相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税とは別に高い税率の贈与税を暦年単位で課税</p> <p>暦年課税</p> <p>○ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">    </span> に相続税を課税 〔死亡前3年以内の贈与を加算〕</p> <p>それ以前の贈与(暦年単位で課税)      死亡前3年以内の贈与      相続</p> <hr/> <p>暦年毎の贈与税との選択制で、選択後の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税</p> <p>精算課税</p> <p>○ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">    </span> に相続税を一体的に課税</p> <p>選択前の贈与(暦年単位で課税)      精算課税選択後の贈与      相続</p>	<p><b>【暦年課税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生前贈与と相続で適用税率に大きな差があることから、資産移転の時期に中立的ではない</li> </ul> <p><b>【相続時精算課税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相続時精算課税制度の枠内では、税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的</li> </ul> <p style="text-align: center;">選択制</p>
(参考)米・シャープ税制	<p><b>米:遺産課税方式</b> <b>シャープ税制:遺産取得課税方式</b></p>	<p>生涯にわたる累積贈与額と遺産額(相続財産の額)に対して、遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>○ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">    </span> に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>生涯にわたる贈与 ※      相続</p> <p>※ 死亡前に贈与があった年は、「その年までの累積贈与額に対する課税額」から「前年までの累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的</li> </ul>

## 独仏の生前贈与税額と相続税額について（未定稿）

	 フランス（2017）		 ドイツ（2017）		 日本（2017）	
	税額（実額）	税収に 占める割合	税額（実額）	税収に 占める割合	税額（実額）	税収に 占める割合
相続税	105.6億ユーロ （1兆3,619億円）	（2.6%）	50.2億ユーロ （6,481億円）	（0.8%）	2兆141億円	（3.4%）
贈与税	22.7億ユーロ （2,932億円）	（0.6%）	12.8億ユーロ （1,647億円）	（0.2%）	2,004億円	（0.4%）

（出典）フランス当局、ドイツ当局資料

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ=129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。